

妻のパート収入はいくらがお得？

執筆／税理士法人税金相談センター 税理士 山口知臣

Q 妻がパートに出る場合、世間では103万円の壁があると聞きますが、税金面ではどのような注意点がありますか？

A 妻にパート収入がある場合、以下の年間収入金額（年収）に注意が必要です。

① 100万円（住民税）

妻のパート収入が100万円を超えると妻に住民税がかかります。

※自治体により金額が異なる場合があります。

② 103万円（所得税）

妻のパート収入が103万円を超えると、夫の所得税の対象となる給与所得から「配偶者控除（38万円控除）」が受けられなくなります。

③ 130万円（社会保険）

妻のパート収入が130万円以上になると、夫の社会保険の被扶養者から外れます。

④ 141万円（所得税）

妻のパート収入が141万円以上になると夫の所得税の対象となる給与所得から「配偶者特別控除（3万円～38万円控除）」が受けられなくなります。

①を超える場合については、④が使えるようになりますし、②についても金額が少ないので問題ありません。さらに④についても、控除額が段階的に逓減していきますのでさほど問題になりません。問題になるのは③の社会保険の被扶養者を外れたときになります。この場合には、独自に保険料が課され結構な保険料を支払うことになります。

■妻の収入によって変わる税金

	夫の所得から控除できるか		妻の税金はかかるか	
	配偶者控除	配偶者特別控除	所得税	住民税
100万円以下	○	×	×	×
100万円を超え103万円未満	○	×	×	○
103万円	○	×	×	○
103万円を超え141万円未満	×	○	○	○
141万円以上	×	×	○	○

結果として、妻のパートについての注意点は、社会保険の130万円だけということになります。また、税金や社会保険料を差し引いた手取りが年収129万円を上回るのはおおむね年収150万円以上になります。150万円を超えると社会保険料を負担しても、その分手取りも増えていきます。しっかりと働くなら年収150万円以上を目指しましょう。



●税金のご相談は



税金相談センター ☎ 052-253-7535

営業時間／平日 AM10:00～PM5:00 土・日・祝日もご相談を承ります。事前にご予約ください。